

令和4年度 労働保険年度更新事務打ち合わせ会 を開催しました

～日立労働基準監督署、雇用環境・均等室～

令和4年5月24日



◀「打ち合わせ会」開催に先立ち、開会のあいさつをする
日立労働基準監督署 狩野署長

(左下)
日立労働基準監督署各担当者からの
説明の様子

(右下)
労働施策総合推進法(パワハラ対策)及び
改正育児・介護休業法について説明する
雇用環境・均等室の職員



日立労働基準監督署では、茨城県社会保険労務士会 県北支部会員に対して、「令和4年度 労働保険年度更新事務打ち合わせ会」（以下「打ち合わせ会」といいます。）を実施いたしました。

打ち合わせ会では、日立労働基準監督署より「令和4年度の年度更新に係る留意点」や「管内の監督指導の状況」について説明し、雇用環境・均等室より令和4年4月1日から中小企業事業主にも全面適用となる「労働施策総合推進法（職場におけるパワー・ハラスメント防止対策）」及び、令和4年4月1日から段階的に施行となっている「改正育児・介護休業法」について説明しました。

日立労働基準監督署及び雇用環境・均等室では引き続き、施策や改正等法についての周知・啓発活動を連携して実施してまいります。

【お問い合わせ先】

【年度更新等についてのお問い合わせ先】

日立労働基準監督署 TEL：0294-22-5187

【「労働施策総合推進法」、「改正育児・介護休業法」のお問い合わせ先】

雇用環境・均等室 TEL：029-277-8295